

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成20年2月28日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	中 村 定 志	議員	4番	杉 浦 光 男	議員
5番	榊 原 杏 子	議員	6番	山 盛 左千江	議員
7番	三 浦 桂 司	議員	8番	平 野 龍 司	議員
9番	山 田 英 明	議員	10番	村 山 金 敏	議員
11番	石 橋 敏 明	議員	12番	伊 藤 清	議員
13番	前 山 美恵子	議員	14番	一 色 美智子	議員
15番	松 山 廣 見	議員	16番	平 野 敬 祐	議員
17番	安 井 明	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	矢 野 清 實	議員	20番	坂 下 勝 保	議員
21番	月 岡 修 一	議員	22番	石 川 清 康	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治 君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴 君
庶務担当係長	深 谷 義 己 君	議事担当係長	成 田 宏 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	会 計 管 理 者	野 村 義 二 君
企 画 部 長	宮 田 恒 治 君	総 務 部 長	山 本 末 富 君
市 民 部 長	後 藤 学 君	健 康 福 祉 部 長	寺 嶌 正 男 君
経 済 建 設 部 長	山 崎 力 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教 育 部 長	野 田 誠 君	総 務 部 次 長	平 野 隆 君
		兼 総 務 課 長	
市 民 部 次 長	柴 田 二 三 夫 君	健 康 福 祉 部 次 長	濱 嶌 義 和 君
兼 環 境 課 長		兼 高 齢 者 福 祉 課 長	

経済建設部次長 高橋芳行君 企画政策課長 横山孝三君
兼下水道課長
財政課長 加藤隆之君 代表監査委員 古橋洋一君
監査委員事務局長 近藤伸之君

5. 議事日程

(1) 会議録署名議員の指名

(2) 会期の決定

(3) 諸報告

(4) 施政方針・当初予算(案)上程・提案説明

議案第1号 平成20年度豊明市一般会計予算について

議案第2号 平成20年度豊明市国民健康保険特別会計予算について

議案第3号 平成20年度豊明市下水道事業特別会計予算について

議案第4号 平成20年度豊明市土地取得特別会計予算について

議案第5号 平成20年度豊明市墓園事業特別会計予算について

議案第6号 平成20年度豊明市老人保健特別会計予算について

議案第7号 平成20年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算について

議案第8号 平成20年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算について

議案第9号 平成20年度豊明市介護保険特別会計予算について

議案第10号 平成20年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算について

(5) 報告第1号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)

報告第2号 専決処分事項の報告について(工事請負変更契約の専決処分)

(6) 議案上程・提案説明・討論・採決

議案第11号 公平委員会の委員の選任について

(7) 議案上程・提案説明

議案第12号 市道の路線認定について

議案第13号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第14号 豊明市老人医療費助成条例の廃止について

議案第15号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第16号 豊明市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第17号 豊明市職員の旅費に関する条例の一部改正について

議案第18号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

- 議案第 19 号 豊明市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 20 号 豊明市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第 21 号 豊明市道路占用料条例等の一部改正について
- 議案第 22 号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 議案第 23 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について
- 議案第 24 号 平成 19 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第 25 号 平成 19 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 26 号 平成 19 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 27 号 平成 19 年度豊明市墓園事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 28 号 平成 19 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 29 号 平成 19 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 30 号 平成 19 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 31 号 平成 19 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 諸報告
- (4) 施政方針・当初予算(案)上程・提案説明
議案第1号から議案第 10 号まで
- (5) 報告第1号及び報告第2号
- (6) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第 11 号
- (7) 議案上程・提案説明
議案第 12 号から議案第 31 号まで
- (8) 請願第1号 中高層建築物等建築計画事前協議書の承認審査再調査についての請願

午前10時開会

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 20 年第 1 回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 20 年豊明市議会第 1 回定例会を開会いたします。

なお、本日の議会開催に当たり、報道関係者よりテレビ収録の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知をお願いいたします。

市長よりあいさつを願います。

No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

平成 20 年第 1 回の定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、本年初めての議会となります。平成 20 年度の当初予算を含め、最も大切な案件をご審議いただく議会でもあります。

また、小職にとりまして、市長就任後、初めての編成予算であり、緊張をいたしているところでございます。

ご承知のように国会では、2008 年度予算案と道路特定財源の暫定税率の維持を盛り込んだ租税特別措置法改正案の衆議院通過に向け、現在、山場を迎えております。

加えて、イージス護衛艦の事故や、日銀総裁人事をめぐる攻防も同時進行という構図で、波乱含みの展開が予想されており、予断を許さない状況にあります。

そんな中、今定例会にご提案を申し上げます案件は、平成 20 年度当初予算を始め、33 件でございます。

平成 20 年度の当初予算案につきましては、後ほど施政方針で述べさせていただきますが、いずれも重要な案件でありますので、十分にご審議を賜りまして、全案件ともお認めいただきますようお願いを申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等をご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

平野敬祐議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

今期定例会の運営について、去る2月26日に委員会を開催し協議をいたしましたが、その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告をいたします。

初めに、本定例会の会議日程につきましては、お手元に配付されておりますとおり、本日から3月24日までの26日間とし、一般質問につきましては、代表質問として5名の議員より、また個人質問として7名の議員より通告がありましたので、3月3日から3月5日までの3日間を質問日に当てることとし、3月3日に代表質問4名、3月4日に代表質問1名と個人質問3名を、3月5日に個人質問4名を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。議案第1号から議案第10号までは、平成20年度の当初予算でありますので、本日、市長より一括して施政方針とともに説明がなされます。

また、議案第11号につきましては、人事案件でありますので、本日、即決することとし、その他の議案につきましては、すべて所管の各常任委員会に付託することになりました。

次に、陳情等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、いずれも参考配付といたしました。

さらに、お手元に配付されております請願第1号につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することとし、趣旨説明の後、経済建設常任委員会に付託することといたしました。

最後に、討論につきましては、通告期限が3月21日の正午でありますので、お間違えないようご留意を願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、5番 榊原杏子議員と16番 平野敬祐議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの26日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの26日間と決定いたしました。

日程3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.8 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の結果報告の補足説明を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成19年10月から同年12月の各月末日現在の出納保管の状況を平成19年11月27日、12月26日、平成20年1月31日にそれぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査いたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていると認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、定例監査として、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、収納課、環境課、議事課及び生涯学習課を11月に、都市計画課を12月に、下水道課、図書館を1月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、11月に実施した環境課においては、大気環境常時測定局保守点検業務契約書において、仕様書の記載に不明瞭な点が見受けられたので、留意されたいという点でございます。

次に、12月に実施した都市計画課においては、公園管理委託において、契約書に記載誤りが見受けられたので、注意されたいという件と、前後駅南地下駐車場パーキングシステム保守点検業務委託契約の契約事務において、見積徴集結果表の記載に誤りが見受けられたので留意されたいという点でございます。

そして、1月に実施した図書館においては、図書館施設行政財産目的外使用料及び図

書館等貸付収入において、調定行為をする時期が適切でないので、今後留意されたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

また、下水道課において、下水道使用料等の未賦課に係る事務処理について、今後も適正に行われたい旨、要望をいたしました。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされているものと認めたものでございます。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細については、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

No.9 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情等について報告をいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、3件につきましては、いずれも参考配付といたします。

以上で諸報告を終わります。

日程4、施政方針・当初予算(案)上程・提案説明に入ります。

議案第1号から議案第10号までの平成20年度の一般会計及び各特別会計の予算案を一括議題といたします。

相羽市長、登壇にて説明を願います。

No.10 ○市長(相羽英勝君)

平成20年度第1回の定例会の開催にあたりまして、平成20年度の予算案を始め、諸議案をご審議をいただくに先立ちまして、施政方針及び予算案の概要についてご説明を申し上げます。

議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じております。

さて、わが国経済は、大企業を中心に景気の拡大が伝えられておりますが、世界に類を見ない巨額の財政赤字、更には経済格差の拡大、地方経済の低迷、少子高齢化社会への移行など、子どもや孫、そして未来の世代へは決して明るいとは言えない時代の様相を呈しております。

国の財政は先進国で最悪の状態に陥り、しかも借金が毎年増え続けています。そのため新規の国債発行を4年連続減額し、財政再建に取り組んでおり、2011年度までに国・地方の基礎的財政収支の黒字化を目標に挙げています。

国の改革・方針により財政状況が非常に厳しくなる中、早期の段階で財政健全化に向けた努力をするため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立しました。

今までは、普通会計を中心とした収支の指標や単年度の赤字というところだけの財政状況を捉えてきましたが、平成 20 年度決算より負債等のストックや、公営企業あるいは一部事務組合なども視野に入れた全体の財政状況を捉えることとし、市債残高が財政にどういふ影響を持つかを併せて指標化をし、それらを注視しながら安定的な財政運営を行っていくこととなります。

本市においては、今後予想される社会環境の変化や多様な市民ニーズに機敏に対応していくため様々な変化を的確に見極め、ムリ・ムダ・ムラの排除を改革の柱に置き、委託料の一部カットや第 5 次行政改革の前倒しによる一部補助金の 10% カット等歳出の抑制を図りました。

行財政改革は、とかく事業廃止やサービスの縮小ととらえがちではありますが、改革の先にある姿をしっかりと見据え、目標の達成のため懸命に取り組んでいかなければなりません。

今後とも行財政運営の簡素効率化に努め、さらなる歳出の抑制を図り、歳入面では自主財源の確保に努めてまいります。

こうした厳しい状況の下、収支の見直しを厳しく行い、非常に限られた予算となっておりますが、市民の皆さんの安全・安心を確保するための事業を最優先に予算配分をいたしました。

耐震補強工事としましては、安全で安心な施設を充実させるため、前年度に引き続き小学校の教育施設を始め、保育園の耐震改修工事を順次進めてまいります。

また、消防署の南部出張所の建設を行います。

環境対策としては、有機循環型事業推進のため、生ごみ回収世帯の拡大をいたします。

少子化対策や子育て支援については、社会全体で取り組み、着実な効果をあげる必要があります。

そこで、本市においては、妊婦健診の無料回数を増やしたり、医療費の無料化については、通院費助成を小学校 3 年生まで、入院助成を中学校 3 年生まで拡大します。

また、安心して子育てができる環境整備実現のため、沓掛小学校に北部児童クラブ室を増設します。

学校教育支援として、授業における速やかな対応支援の強化に努めるとともに、増え続ける外国人児童生徒のため、ポルトガル語通訳を配置してまいります。

本年度においても、第 4 次豊明市総合計画が目指す「人・自然・文化ほほえむ安心都市」を実現するため、各施策を積極的に推進してまいります。

以上の方針に基づき編成いたしました平成 20 年度予算は、

一般会計	171 億 4,460 万円
特別会計	112 億 9,110 万円
合 計	284 億 3,570 万円

といたしました。

平成 19 年度と比較いたしますと、一般会計においては、940 万円、0.1%の増となります。

これは、小学校の耐震補強工事、消防署南部出張所建設工事、医療助成事業の拡大など、安全・安心の事業が増加したことが主な要因です。

特別会計では、本年度は老人保健制度から後期高齢者医療制度への移行の年であり、老人保健特別会計の予算が大幅減となっております。

後期高齢者医療特別会計が創設されまして、9つの特別会計で、マイナス 33 億 2,100 万円、22.7%の減となり、一般・特別両会計を合わせますと、マイナス 33 億 1,160 万円、10.4%の減となります。

以下、予算案の主な施策について、順次ご説明を申し上げます。

まず、歳入のご説明をさせていただきます。

本市の自主財源の根幹をなします市税収入であります。個人市民税は個人所得の増加により1億 1,960 万円余の増、法人市民税につきましては、景気回復の継続により 765 万円余の増となり、市税全体で 1.8%増の 104 億 1,650 万円余となりました。

これまで、地方分権一括法の制定や国庫補助負担金改革、税源移譲並びに地方交付税の見直しを一体的に行った三位一体の改革により、財政面では画期的な税源移譲が行われたものの、国庫補助負担金改革につきましては、その多くは国の負担率の引き下げであり、また同時に地方交付税が大幅に削減されました。

株式等譲渡所得割交付金は、サブプライム問題に端を発した世界全面株安により先行き不透明なため、大幅な減額を見込みました。

本市においては、平成 19 年に不交付団体となりましたが、平成 20 年度においても不交付団体になることが予測されますので、地方交付税につきましては、特別交付税の1億円といたしました。

国庫支出金につきましては 12 億円余で児童手当拡大による児童福祉費負担金の増、学校施設の耐震補強に係る補助金などにより 7,900 万円余、7.1%の増となりました。

繰入金につきましては、財政調整基金より4億 7,000 万円、その他の基金からは設置目的に従いまして 8,900 万円を繰り入れました。

市債につきましては、臨時財政対策債5億 5,000 万円、学校施設改修事業債3億 3,800 万円余、消防施設整備事業債1億 2,800 万円余、社会福祉施設整備事業債 2,600 万円余などを計上し、10 億 6,400 万円余となりました。

歳出の状況につきましては、第4次総合計画の施策の大綱により順次ご説明を申し上げます。

1. 安全・安心で、うるおいのあるまちづくり

(1) 環境保全

ごみの減量化のため、廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化の推進による天然資源の

消費抑制と環境負荷を減らす環境型社会への取り組みを進めてまいります。

平成18年度より稼働しております沓掛堆肥センターでは、本年度の対象を5,000世帯から8,000世帯まで拡大をし、さらなる生ごみの減量と有機資源の活用を図ってまいります。

また、生活環境に対する数多くの要望に対応するため、環境監視員を2名体制とし、常時監視を実施してまいります。

(2)水と緑の環境づくり

公園につきましては、防災型公園への改修工事や三崎水辺公園の噴水改修工事を行い、地域の特性を生かした潤いのある場となるよう、整備を進めてまいります。

さらには、市民の皆様が、安全に楽しめるよう、引き続き維持管理に努めます。

下水道事業につきましては、沓掛浄化センター施設の老朽化により機能が低下してまいりました。施設の機能を維持し、能力の向上を図るため、引き続き改修を行います。

また、合併処理浄化槽設置補助促進や、下水道、河川の維持管理を行い、清潔で良好な水質による生活環境を整えてまいります。

(3)生活安全・安心

自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、保育園、小学校や住宅の耐震化を進めます。

発生が懸念される東海地震などの大規模災害対策として、東部保育園や栄小学校・唐竹小学校の学舎及び三崎小学校の屋内運動場の耐震補強工事を行います。

また、安全で安心な暮らしのため、木造住宅への耐震改修助成、地域の自主防災組織への支援、外国人市民のための4カ国語版防災マップの作成や市役所本庁舎と消防署に緊急地震速報機器を設置するとともに、備蓄倉庫には、避難時生活に必要な物資である食糧、簡易ベッド、障害者用トイレなどを引き続き配備してまいります。

市の南部地区の安全・安心を守り消防体制の強化を図るため、平成21年度開設を目指し、大蔵池公園内に消防署南部出張所を建設します。

消防車、救急車を各1台配備する予定で、これにより市内全域の緊急車両6分以内到着体制を実現させることができます。

救急業務につきましては、専門的な知識を備えた救急救命士や救急隊員を養成し、救命率の向上を図ります。

市民に対しては、心肺蘇生法や応急手当を身につけるための救急講習会を実施するとともに、自動体外式除細動器(AED)を本年度は、中央公民館、農村環境改善センター、大蔵池陶芸の館に設置します。

地域安全に対する関心が高まっている中、市民を犯罪や交通事故から守るため、自主防犯団体との連携を密にし、継続した活動を支援するため防犯資材を配布します。

また、防犯パトロールや防犯・交通安全教室を実施して、高齢者や親子の地域安全に対する知識、意識を高めてまいります。

豊明市総合治水対策基本計画に基づき平成14年度より、ため池の整備を進めており、本年度は濁池を改修整備し、水害に強いまちを目指します。

2. 健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり

(1)健康

胎児の発育状態や母親の健康状態把握等のため、妊娠中に実施されている妊婦健診無料回数を県内外の医療機関を問わず2回から5回に増やし、子育て世代の経済的な負担の軽減を図ります。

不妊検査及び不妊治療費の一部助成につきましても、継続して実施してまいります。

病気の予防、早期発見のため、予防接種及び各種健診を行うとともに健康講座も実施いたします。

(2)社会福祉

子育て支援としましては、沓掛小学校の校舎増築に併せて児童クラブ室を設置し、放課後児童対策の充実を図ってまいります。

子どもたちが健やかに成長し安心して過ごせる環境整備のため、内山保育園では改修工事を行い、よりよい保育環境の向上に努めてまいります。

福祉のまちづくりとして、平成20年度、平成21年度の2年をかけて、行政と住民の参加による、地域福祉の指針となる豊明市地域福祉計画を策定してまいります。

また、障害者自立支援法に基づく、相談支援事業につきましては、個別相談にも柔軟に対応するため、専用車両を購入し、訪問による相談の充実を図ってまいります。

(3)社会保障

元気な子どもを育てるため、子ども医療としまして、小学校3年生までの入通院を、中学校3年生までは入院の医療費を助成し、子育て世代の経済的な負担を軽減してまいります。

3. いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくり

(1)道路・交通

大脇館線改良事業は本年度完了を目指します。この事業の完了により、国道1号との交差点には信号と横断歩道が付き、交通の円滑化が図れます。

さらに、中京競馬場前駅南口から栄町方面への歩道経路が接続され、歩行者には安全な歩行空間が確保されます。

区長要望工事につきましては、管理者施工分と併せて対応し、水路や道路側溝に蓋を設置するなど安全を確保するとともに、市民生活の利便性の向上を図ります。

また、交通事故を抑制するため、事故の多い交差点や道路に、カーブミラー、道路照明灯、ガードレールなどを設置して、安全な交通に努めてまいります。

前後駅前広場には、雨天でも移動がスムーズにできるよう、駅出入口とバス停までの経路に一体的なユニバーサルルーフを新設します。

(2)市街地・住宅

住宅都市として定住志向も高い本市は、更なる活気ある住みやすいまちを目指し、豊明

市総合計画、都市マスタープランに基づき計画的に、地域の特性や立地条件を生かした市街地整備、住環境整備を検討します。

(3) 産業振興

本市の豊かで良好な農地の保全を図り、更には農業の高度利用と農業生産の向上のため整備を進めてまいります。

切山西などの土地改良事業につきましては、合理的な農業経営の促進と、農家経済の安定向上を図るため、引き続き助成をしております。

桶狭間古戦場などの観光資源を生かして、観光客と市民が交流を図り、魅力あふれる観光振興を目指します。

ひまわりバスにつきましては、高齢者などの交通弱者の生活の足として、毎日運行を引き続き行います。

(4) 消費生活・勤労者

環境が変化する中、消費者トラブルは巧妙かつ多様化しており、高齢者や障害者が被害に遭われるケースも増加しております。

この様な消費者被害の未然防止、救済を図るため、専門の資格を持った相談員が相談にあたる「消費生活相談窓口」を開設します。

また、引き続き高齢者の職業相談、若者就業相談、労働相談の充実に努め、市民の自立した生活を支えるための就労支援を行ってまいります。

4. 個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくり

(1) 生涯学習の推進

市民が生涯学習を通して、充実した学習活動ができるよう、記念講演、サークルを中心とした講座、郷土歴史講座など市民のニーズに応じた多彩な講座を開講します。

図書館につきましては、多文化共生事業の一環として外国語版図書の充実を図ります。

文化会館につきましては、市民フェスティバル、オペラ、ジャズ、演芸、子ども向けのクラシックや映画会など、誰もが文化を身近に親しめる自主事業を企画してまいります。

スポーツクラブや文化系ジュニアクラブを引き続き支援し、子どもが豊かにたくましく育つまちづくりを進めてまいります。

(2) 生涯スポーツ・スポーツ文化

市民がスポーツを通じて交流の輪を広げ、健康増進の一環となるよう、スポーツ教室や各種大会の充実を図ってまいります。

各種スポーツ施設につきましては、安全に利用できるよう引き続き改修整備に努めてまいります。

(3) 学校教育

子どもたちの教育の場である学校施設の整備充実につきましては、昨年着工した沓掛小学校の校舎増築工事が完了します。

また、学習や生活の面で特別な支援が必要な児童生徒に対し特別支援教育支援員を増員し、児童生徒の学校生活や学習活動の更なる支援を行います。

さらに、増加する外国人児童生徒の言葉からくる支障を取り除くため、ポルトガル語の通訳を配置します。

学校給食につきましては、安全で美味しい給食を目指すとともに、正しい食習慣を育成するため「食育の日」の推進に努めてまいります。

5. 市民と行政が尊重しあう協働のまちづくり

(1) 参加と協働

社会問題化している多重債務者問題に対し、司法書士による無料相談会を月1回実施いたします。

従来の自治会活動に加え、市民の皆さんが安心してボランティア活動や市民活動を行うことができるよう、市民活動総合保険制度を創設いたします。

また、広報紙、ホームページ及び広報番組「情報ボックスとよあけ」につきましても、引き続き充実した内容を提供できるよう努めます。

広報紙には、新たに自主財源確保と地域経済の活性化を図るため、民間企業の有料広告を掲載いたします。

市民の皆様からは、市長への手紙・Eメール・ファックスにより、いつも多くのご提言・ご意見をいただいております。これらの貴重な声を市政に反映させてまいります。

(2) 国際交流

本年度につきましては、タガログ語版の市内案内マップを作成し、フィリピン国籍市民への情報提供をしております。

6. 効率的で顧客志向の行政経営

(1) 行政経営

これから世界に例のないピッチで少子高齢化が進み、医療や介護などの社会保障費は増え続け、予算かい離はますます大きくなる傾向にあります。

人事管理面では、職員の退職に伴い、職員が長年培った能力、経験を生かし、定年退職者を改めて採用する再任用制度をスタートします。

また、情報システム課を設置することにより、IT部門の一元化、効率的な運用に努めるとともに、電子自治体としての強化・充実を図ってまいります。

これに加え、前年度を起点とした第5次行政改革を徹底して進め、継続させることにより、行財政の体力強化を図ってまいります。

結 び

市政を担当して以来、まもなく1年となります。三位一体の改革により、地方分権や規制緩和が進んだものの地域間格差は大きくなる一方、財政難の中で市民の多様な要望に応えることは難しく、行政サービスは既に大きな格差が生じています。

このような状況の中、昨年月刊誌において団塊の世代が「本当に住みやすい街」ランキング第1位に豊明市が選ばれました。

市民意識調査でも、市民の60%が「住みやすい」と感じ、「交通の便」「自然」「医療施設」「上下水道やごみの収集などの生活環境」が魅力の要因になっています。

これは市民に誇れる成果だと思いますが、この成果に甘んずることなく、次世代に引き継げるよう努めてまいります。

そのためには、まず私たちが厳しく認識しなければならないことは、豊明市の財政事情であります。国県の税収は増額を見込んでおりますが、本市の財政状況は昨年にも増して厳しい状況の中にあります。

市政の現状を多様な伝達方法を使って、市民の皆様にお伝えするよう努めたいと思いません。

そうすることで、市民の皆さんが主役となり、市民と行政の相互協力により危機を脱すると信じております。

財政改革で、子どもたちと市民の輝ける未来のために市政を健全化することこそが私の責務であると考え、昨年の市長の選挙マニフェストで、基本目標「安心・安全・幸せづくりのために」の実行に向け、職員と一丸となり取り組みますので、市民の皆様並びに議員の皆様へ深いご理解とご支援を賜りますようお願いを申しあげまして、平成20年度の施政方針とさせていただきます。

No.11 ○議長(堀田勝司議員)

以上で平成20年度の一般会計及び各特別会計の予算案の提案説明を終わります。
ここで、暫時休憩といたします。

午前10時52分休憩

午前11時5分再開

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。
日程5、報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。
初めに、報告第1号について理事者の報告を求めます。
後藤市民部長。

No.13 ○市民部長(後藤 学君)

報告第1号 専決処分事項の報告について。
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決いたし

ましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページをごらんください。専決第1号でございます。

損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決する。

記といたしまして、損害賠償額は3万円でございます。

原因は、運転者の瑕疵による物損事故でございます。

事故の概要についてご説明をいたします。

事故は、平成19年12月21日午前9時10分ころ、市民部環境課の職員が沓掛町若王子地内へ合併浄化槽設置補助事業の現地確認に出かけ、訪問先からの帰路、誤って市境を越え、50メートルほど東郷町兵庫4丁目地内へ進入したため、方向転換をしようとして、乗っておりました公害パトロールカーを後退させた際、敷地境界沿いブロック塀に車両の後部バンパー右寄り部分が接触したため、塀を破損したものであります。

過失割合は、市が100%でございます。

職員には、日ごろから交通ルールを遵守し、安全運転に努めるよう指導してまいりましたが、不注意でこのような単純な事故を起こし、まことに申しわけございません。今後もさらに事故防止に努めてまいりますので、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、報告第2号について理事者の報告を求めます。

野田教育部長。

No.15 ○教育部長(野田 誠君)

それでは、報告第2号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負変更契約を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

1枚おめくりください。

専決第2号 工事請負変更契約の専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負変更契約を専決する。

平成20年2月7日、専決させていただいたものでございます。

変更したところ及び変更内容につきましてご説明させていただきます。

記の4、請負契約金額、変更前3億6,645万円を、変更後3億6,837万7,800円に変更するものでございます。変更増額192万7,800円で約0.5%の変更でございます。

それでは、変更の概要につきまして、増減となった主なものについてご説明させていただきます。

まず、増額となったものの一つでございますが、仮設校舎、屋外運動場側建具面に防球

ネットを、学校現場の要望を受けまして設置することといたしました。

2つ目には、工事に伴う発生土の処分先は、当初豊明市外の近郊地を予定しておりましたが、土質が悪くなってきたために途中でこの受け入れ先が断りを入れてきたために、急遽処分場所を探し、結果として受け入れ先が遠隔地となったためによるものでございます。

続いて、減額の主なものを2点ほどご説明させていただきます。

1つは、仮設校舎を設置するために樹木を移設する計画でありましたが、学校との協議の中でも移設可能な場所がなかなか選定し切れなかったこと、樹木移設には適さない時期に当たっていたことなどから、樹木の移設を撤去処分と変更させていただきました。

2点目、地業工事、くい打ち工事ですが、地業工事の中で、事前のボーリング調査結果から推測した設計深度よりも浅い位置にて支持層を確認できたためによる減額です。

以上で説明を終わります。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.17 ○6番(山盛左千江議員)

報告1号のほうですけれども、毎議会にこうした案件が出てまいります。

交通安全の指導について、ふだんどういった内容の指導をしていらっしゃるのか、特にこういった事故を起こした場合には、さらにどんなことをしておられたのか。また今後していける予定なのか、この点について説明をお願いいたします。

それから専決2号、校舎増設の変更の関係ですけれども、それぞれについて、防球ネットとか、それから土の受け入れ先の変更とか、いま地質の調査の関係で安くなった、増減があったと思いますけれども、それぞれについての金額をご説明いただきたいと思えます。

よろしく願います。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤市民部長。

No.19 ○市民部長(後藤 学君)

交通安全の徹底につきましては、市の職員全体を対象にいたしまして講習会が行われ

ております。

それから、所管の課で職員に対し、課長あるいは係長を通して安全運転に努めるように指導をしております。

それから、こういった事故が起きて、今後のことでありますが、本人にはもちろん厳しく注意をいたしますし、ほかの職員にもこういうことのないように改めて注意をしていきたいというふうに思います。

以上です。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.21 ○教育部長(野田 誠君)

では、増額のほうから、概算ということでご了承ください。

1点目の防球ネット 80 万円ほどの増。それから、処分先の変更につきましては 160 万円ほど。

続いて減額ですが、樹木の移設を撤去処分と変更させていただいたものが約 160 万円ほど。それから、くい長さの変更 50 万円ほど。

以上です。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.23 ○6番(山盛左千江議員)

先ほどの保険の関係ですけれども、こうしてちょこちょこ事故が起こりますと、掛けている保険のほうの掛け率とかそういったことにも変更が出てくるのでしょうか。総務のほうになるかと思えますけれども、事故と保険料の関係、もしわかりましたらよろしく願いいたします。

それから、ただいまご説明いただきました工事請負契約の関係ですけれども、プラスマイナスを見ると、プラス 30 万円ということになってしまいまして、変更額の 190 万円とちょっと数字が合わないんですけれども、その他大きな金額で増額があると見込まれます。その点についての説明もよろしく願いいたします。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.25 ○総務部長(山本末富君)

事故によります保険金のアップがあるかということですが、アップはございません。
以上で終わります。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.27 ○教育部長(野田 誠君)

では全体で、変更の増額になったものは概算で 700 万円、それから変更の減額になったものが 460 万円ほど。差し引き 240 万円に請負率を掛けまして、お示しました百九十数万円くらいです。

他の増額、減額ということですが、これはすべてですか、主なものでいいですか。
(主なものでの声あり)

No.28 ○教育部長(野田 誠君)

はい、では続けさせていただきます。

建築基準法の一部改正があつて、配筋使用の変更があつたもの、これによりまして 120 万円ほど増額になっています。

それから、躯体工事の一部変更で擁壁裏ゴム材の追加で 76 万円ほど、型枠工事の耐震スリットの追加、これで 60 万円ほど、これが増額部分です。

以上です。

No.29 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、日程5を終わります。

日程6、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

議案第 11 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.31 ○市長(相羽英勝君)

議案第 11 号 公平委員会の委員の選任について。

現在、公平委員会は地方公務員法第9条の2の規定によりまして、3名の方に委員を組織していただいております。このうち下記の者は、平成 20 年3月 31 日に任期満了となりますので、同人の再任をお願いするものであります。

記といたしまして、豊明市沓掛町勅使8番地 423。

名前、高木繁伎さん。

生年月日、昭和 16 年3月 22 日。

この案を提出するのは、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからであります。

高木さんにつきましては、次ページの略歴にもありますように、県の職員として長年奉職をされ、平成 16 年から公平委員会委員としてお務めをいただいております。人格的には高潔で、公平無私な人柄であります。このたび任期がまいりまして、再任をお願いするものであります。議員各位の全員のご同意をよろしく願いいたします。

以上で提案説明を終わります。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。討論のある方は挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.33 ○2番(近藤郁子議員)

議案第 11 号 公平委員会の委員の選任につきまして、新政会を代表して賛成の立場で討論させていただきます。

高木繁伎氏は、提案説明にもありましたように、長年の県職員としての経験と、既に公平委員として1期4年の責務を担っていただいたこともあり、公平委員会委員としてご尽力いただける方と確信しております。

お人柄は、豊明市の中でも人と人とのつながりを特に大切にしている地域にあって、人望もおありと伺っております。

今後とも健康にご留意いただき、ご活躍いただきたいと願って、賛成討論とさせていただきます。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.35 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 11 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

これにて、日程6を終わります。

日程7、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 12 号から議案第 31 号までの 20 議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 12 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎経済建設部長。

No.37 ○経済建設部長(山崎 力君)

議案第 12 号についてご説明を申し上げます。

市道の路線認定について。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定するものでございます。

記といたしまして、路線番号 1615、沓掛北 287 号。起点、豊明市沓掛町勅使8番 420 地先。終点といたしましては、同じく沓掛町葎廻間 10 番2地先でございます。

路線番号 1616、沓掛北 288 号。起点、豊明市沓掛町勅使8番 396 地先。終点、同じく沓掛町葎廻間8番地先でございます。

この案を提出するのは、市道として管理をする必要があるためでございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。

この図に示してあるものは、県道名古屋岡崎線、名古屋市境から県道の春木沓掛線について今、県道の整備計画、事業認定をしてございます。それに伴いまして、側道の部分を認定するものでございます。

図に示してありますように、1615、1616 でございます。

終わります。

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 13 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.39 ○企画部長(宮田恒治君)

議案第 13 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明をいたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別添のように定めるものといたします。

この案を提出しますのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

改正の理由を説明いたします。

これまで、育児を行う職員を支援する制度といたしまして、育児休業や部分休業といった制度がありました。今回、こうした制度に加えまして、育児を行う職員が職務を離れることなく職員の仕事と育児の両立を支援するため、1週間当たりの勤務時間を 20 時間、24 時間、25 時間となる短時間勤務を可能とするための改正であります。

これによりましては3つの条例を改正いたします。1つは「豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、次が「豊明市職員の育児休業に関する条例」、3つ目が「豊明市職員の給与に関する条例の改正」をいたします。

それでは、条文の主な内容を説明していきますので、1枚めくっていただきたいと思えます。

まず、1点目の「豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」では、育児短時間勤務及び任期付短時間勤務職員の勤務時間等の規定についてを追加いたします。

このページの一番下、第3条をごらんいただきたいと思えますが、第3条では、週休日及び勤務時間の割り振りを定めたものですが、このただし書きで、育児短時間制度によって、土・日以外にも月曜から金曜日の間で週休日を設けるものと規定をいたします。

それから、次のページをお願いいたします。

このページの下の方になります。2点目の条例改正です。「豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正」に関するものでございます。

ここでは、育児短時間勤務に関する対象者、勤務形態、給与処遇について、事項の追加、改正をいたします。条文の中身を少し説明したいと思います。

このページから4ページ後ろ、第9条の欄がありますが、ここの第9条から第 18 条までは、育児短時間勤務に対して新たに追加する規定になっていきます。第9条の規定では、育児短時間勤務の対象とならない職員をここで規定をいたします。

それからまた少し飛びまして4ページ後ろ、今度は第 16 条の規定をお願いいたします。

第 16 条の規定では、勤務時間に応じた給与を支給するための給与条例の読替え規定をここで行っていきます。

それから、最後から2ページ目をお願いいたします。

中ほど下になりますが、3点目の「豊明市職員の給与に関する条例の一部改正」です。
ここでは、豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正による項ずれの改正をいたします。

附則といたしまして、この条例は平成 20 年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 14 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

後藤市民部長。

No.41 ○市民部長(後藤 学君)

それでは、議案第 14 号 豊明市老人医療費助成条例の廃止についてご説明を申し上げます。

豊明市老人医療費助成条例を廃止する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出するのは、愛知県老人医療費支給事業補助金制度が廃止になるため、必要があるからであります。

1枚めくっていただきまして、豊明市老人医療費助成条例は廃止することとするものであります。若干説明を加えさせていただきますと、この老人医療費助成は、73 歳、74 歳で一定所得以下の方の医療費を助成するもので、本人の一部負担のうち1割を超える分を県と市が助成する制度であります。現在のところ、対象者の負担は1割であるために実質的な制度の適用はありません。

また、国の医療制度改正によりまして、平成 20 年度から2割負担となることが予定されておりましたけれども、当面1割負担で凍結されるということになっており、今回、県が制度の廃止を決定したため、老人医療費助成条例を廃止するものであります。

なお参考までに、県下の全市町村が廃止するとしていることを申し添えたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成 20 年4月1日から施行するものであります。

以上です。

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 15 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.43 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、議案第 15 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について説明をいたします。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものといたします。

この案を提出しますのは、委員会の名称の変更及び新設並びに学校医等の区分及び報酬額の規定の変更に伴い必要があるからであります。

改正は、委員会の名称変更が1件、新設が1件、それから報酬積算の変更を行います。それでは、条文の改正の内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

「障害者福祉計画等策定委員会委員」の名称を「障害者福祉計画等策定・推進委員会委員」に名称変更いたします。これは、計画策定後は委員会で推進を図っていきますので、委員会の名称を変更いたします。

また、その下の「地域福祉計画策定委員会委員」を設置します。これは、社会福祉法に基づきまして、地域福祉計画を策定する必要がありますので、設置するものであります。

下段の「学校医」の改正は、学校医の年額報酬がこれまで当該年度の4月1日現在の児童生徒数及び教員数で決定されておりました。こうした今後の学級数、児童数の増減に対応できる年額報酬額とするため、改正をするものです。「学校医」及び「学校歯科医」の年額報酬を、年額の最高金額の表示から報酬額積算計算式の表示に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第16号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.45 ○企画部長(宮田恒治君)

議案第16号 豊明市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について説明いたします。

豊明市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものといたします。

この案を提出しますのは、職員に支給する特殊勤務手当の見直しに伴い必要があるからであります。

改正の理由は、国・県の制度及び他市との均衡を考慮し、特殊勤務手当の見直しを行うものであります。

見直しは、現在条例で定められております7項目の特殊勤務手当から1項目を廃止、2項目の名称変更や額の変更を行うものであります。

それでは、条文の内容を説明していきますので、次のページをお願いいたします。

第2条中の改正は、手当の種類を示したもので、名称の変更や「技術手当」を廃止し、7項目から6項目に改正をいたします。

第3条の改正は、これまでの「税務手当」から名称を変更し、滞納整理に限って手当を支給するものいたします。

第5条の改正も、これまでの「消防手当」から名称を変更し、救急業務に限って手当を支給するものいたします。

附則といたしまして、この条例は平成 20 年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.46 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 17 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.47 ○企画部長(宮田恒治君)

議案第 17 号 豊明市職員の旅費に関する条例の一部改正について説明いたします。

この案を提出しますのは、日当の見直しに伴い必要があるからであります。

改正の理由は、旅行に要する経費の実態をより適切に反映するため、日当の見直しを行うものです。

改正の主な内容は、県外及び宿泊を伴う場合は、これまでの日当額から2分の1に改正をいたします。

また、県内の日帰り旅行の場合の日当はすべて廃止いたします。

改正条文の内容を説明いたしますので、1枚はねていただきたいと思えます。

第 16 条中の改正は日当の額を定めたもので、改正は「愛知県内」に改める字句の修正と、県内旅行の日当は「支給しない」とするものであります。

第 21 条中の改正は、「愛知県外」に改める字句の修正と、県外日当を規定した部分がありますので、これを削除いたします。

その下の別表第1の改正は、日当や宿泊料等を定めたもので、表のうち日当の額を半額に改正をいたします。

市長、副市長は現行の「3,000 円」から「1,500 円」に、4級以上の職員の「2,600 円」を「1,300 円」に、3級以下の職員の「2,200 円」を「1,100 円」に改正をいたします。

附則といたしまして、この条例は平成 20 年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 18 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

後藤市民部長。

No.49 ○市民部長(後藤 学君)

それでは、議案第 18 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い 65 歳以上の年金受給者から国民健康保険税を特別徴収、すなわち年金から天引きするため必要があるからであります。

それでは、改正内容を順次ご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、本文3行目から 11 行目までの改正であります。これは年金天引きに関する条項の追加に伴い、条ずれ等を調整するものであります。

次に、その下の 12 条から 18 条までは、本条例に年金天引きを盛り込むため、条項を追加するものです。

まず第 12 条ですが、第1項では、その年度以前に既に年金を受給している方、すなわち、65 歳以上の被保険者である世帯主から保険税を天引きすることとするものであります。

なお、例外措置といたしまして、災害等の特別な事情がある場合には、天引きをしないことといたします。

第2項ですが、これはその年度の4月2日から8月1日までに、65 歳到達等により新たに特別徴収対象被保険者となる方から保険税を天引きすることができることとするものです。

なお、8月2日以降の方は翌年度から天引きということになりますが、後ほど 17 条のところでご説明をいたします。

次に第 13 条ですが、これは社会保険庁等の年金保険者を特別徴収義務者に指定するものです。

1枚はねていただきまして、14 条は、その天引きした保険税を翌月 10 日までに納入するよう義務づけるものであります。

次に第 15 条ですが、これは特別徴収対象被保険者が転出等をした場合の年金天引きの取り扱いを規定したもので、年金保険者、つまり社会保険庁等は、市からの通知により年金天引きを中止することなどを定めるものです。

その下の第 16 条第1項ですが、これはその年度の保険税額を決定する前に、年金天引きする、いわゆる仮徴収の規定であります。前年度の後半、つまり 10 月、12 月、2月に年金天引きされている特別徴収対象被保険者については、前年度最後の2月の天引き額と同額を当該年度の4月、6月、8月に仮徴収分として年金天引きするものです。

なお、その後の 10 月、12 月、2月分は本徴収となり、以下毎年同様に、1年の前半が仮

徴収、後半が本徴収の天引きということで繰り返すこととなります。

次に同条第2項ですが、これは仮徴収額が年税額とかけ離れた金額になるなど、特別な事情がある場合は、6月、8月の天引き額で調整することができる旨、規定するものであります。

次に第17条ですが、第12条で申しましたように、8月2日以降新たに特別徴収となった方の仮徴収を規定するものでありまして、年金天引きする額については、前年度の2月分と同額とし、それから以下がちょっと複雑であります。特別徴収対象となった日が前年8月2日から10月1日までの方、この方につきましては、当該年度の4月、6月、8月に天引き、それから前年10月2日から12月1日までの方は6月、8月に天引き、さらに12月2日からその翌年の2月1日までの方は8月に、このように仮徴収として年金天引きするものであります。

次に第18条ですが、これは年金給付が停止された場合の取り扱いを規定するもので、年金天引きできなくなった保険税額は、以後の普通徴収納期に徴収することとし、その普通徴収の納期がない場合には、すぐに徴収することとするものであります。

第2項ですが、これは年金天引きした保険税額が納め過ぎとなった場合の取り扱いを規定するもので、未納の保険税があるときはその保険税に充てることとするものです。

その下、第9条第1項の改正につきましては、現行の納期を年金天引きと区別するため、普通徴収の納期であるということはこの条例上明確にするとともに、新たに次の9条を追加するため、同条を10条に改めるものです。

1枚めくっていただきまして、追加されました第9条ですが、これは徴収方法の規定で、年金天引きしないときは普通徴収とすることを定めるものであります。

その下、本文3行目、附則の改正は、冒頭ご説明いたしました年金天引き条項の追加に伴い、条ずれを整理するものです。

附則1といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行し、年金天引きは同年10月1日から実施することとするものです。

附則2といたしまして、平成19年度以前の保険税は従前の普通徴収とし、附則3といたしまして、仮徴収する年金天引きについては、平成21年度から実施することとするものであります。

以上で議案第18号の説明を終わらせていただきます。

No.50 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第19号について理事者より提案理由の説明を求めます。

後藤市民部長。

No.51 ○市民部長(後藤 学君)

議案第19号 豊明市国民健康保険条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出するのは、国民健康保険法の一部改正に伴い必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、まず本文3行目、第5条第2項の改正ですが、これは実質的に影響のない軽微な文言の追加ですので省かせていただきます。

その下、第6条第2項ですが、これは被保険者の死亡に際し支給する葬祭費について、後期高齢者医療等への移行の日に死亡した場合は、後期高齢者医療等から支給がされますので、国保からは二重支給をしないということを、これまで規定がありませんでしたので明文化するものであります。

次に第7条ですが、これは平成20年度から実施されます特定健診及び特定保健指導が法で義務づけられたことに伴い、条文中にその実施を規定するとともに、同条に規定する保健事業の内容を生活習慣病予防とするなど、所要の改正を行うものであります。

その下、9条の改正ですが、これも軽微な文言の修正ですので、説明は省かせていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第20号について理事者より提案理由の説明を求めます。

濱嶋健康福祉部次長。

No.53 ○健康福祉部次長(濱嶋義和君)

議案第20号 豊明市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明をいたします。

豊明市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出いたしますのは、平成18年度及び平成19年度に実施いたしました介護保険料の激変緩和措置を、平成20年度まで延長することに伴い必要があるからであります。

1枚はねていただきます。

豊明市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をごらんいただきたいと思っております。

行を前後いたしますが、本文5行目「及び平成19年度」を「から平成20年度までの各年度」に改めますのは、平成18年の条例改正では、介護保険料の激変緩和措置は平成19

年度までとなっていたものでございます。平成 19 年度に引き続き、平成 20 年度も激変緩和措置を可能とするためでございます。

次に、本文の3行目「豊明市介護保険条例」の次に「条例」を加えますのは、平成 15 年及び 18 年に介護保険条例の一部を改正いたしております。それぞれを区分するため、平成 18 年に一部改正しました「豊明市介護保険条例」の次に「条例」を加えるものであります。

したがいまして、6行目より下から3行目まで、それぞれ「第3条」の前に「条例」をつけて改めるものでございます。

次に一番下、平成 20 年度の激変緩和措置の保険料額を定めるため、条例第3条に次の第3項を加えるものでございます。

1枚はねていただきたいと思えます。

3行目の附則第4条第1項第5号及び第6号は対象者の規定でございます。

第5号は、対象者の平成 19 年所得が 125 万円以下、しかも平成 17 年1月1日現在で満 65 歳以上の該当者を、また第6号は、平成 17 年1月1日現在、満 65 歳以上で、かつ第5号の該当者と同一世帯の方を規定いたしております。

7行目、第1号から次ページにわたります第7号までは、平成 20 年度の激変緩和措置の保険料額を記載しているものでございます。

その保険料額につきましては、現行の平成 18 年豊明市介護保険条例の一部を改正する条例に規定されました額、すなわち平成 19 年度と同額になっております。

最後に、附則といたしまして、施行期日を平成 20 年4月1日からと定めたものでございます。

なお、今回の条例改正での介護保険への影響ですが、保険料で 950 万円弱、対象者は 1,500 人弱の影響が出るのではないかとこのように想定をいたしております。

以上で、議案第 20 号の説明を終わります。

No.54 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 21 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎経済建設部長。

No.55 ○経済建設部長(山崎 力君)

議案第 21 号 豊明市道路占用料条例等の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出するのは、道路法施行令等の一部改正に伴い必要があるからでございます。

この関連で申し上げますと、これに係る条例は、豊明市道路占用料条例、豊明市公

共用物の管理に関する条例、それから豊明市前後駅前広場管理条例、さらに豊明市河川占用料条例が関連するものでございまして、一部を改正するものでございます。

主な改正理由といたしましては、関係する法律の一部が改正になりましたので、文言の整理、条ずれの整理を行うものでございます。

なお、郵政の民営化に伴いまして、「郵便差出箱」の次に「及び信書便差出箱」を加えるものでございます。郵便差出箱というものは、従来からのポストでございます。信書便差出箱というものは、民営化に伴いまして新たに参入する業者を想定したものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思えます。

先ほど申し上げましたように、一番上の豊明市道路占用料条例の一部改正、それから下段のほうの豊明市共用物の管理に関する条例の一部改正、1枚おめくりいただきまして、豊明市前後駅前広場管理条例の一部改正、下段の豊明市河川占用料条例の一部改正については、先ほど申し上げました関連するもの、それから郵政の民営化に伴いましての追加の分、それぞれ一部改正をさせていただくものでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

この後におきましては、郵便差出箱、信書便差出箱は有料化になるというものでございます。

終わります。

No.56 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 22 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎経済建設部長。

No.57 ○経済建設部長(山崎 力君)

議案第 22 号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出するのは、既存の4地区計画にゆたか台中地区計画を加えることに伴い必要があるからでございます。

改正理由といたしましては、ゆたか台中地区計画の都市計画決定を行うことに伴いまして、地区整備計画の建築物に関する事項について、建築基準法に基づき、条例に制限を加えるものでございます。

このゆたか台中地区と申し上げますのは、二村台1丁目の信号、桜ヶ丘沓掛線と県道新田名古屋線の交差点がでございます。三崎池のところでございますが、その東南地域の2.11ヘクタールの区域でございます。

1枚おめくりいただきたいと思えますが、別表の第1に、上段の部分でございまして、ゆたか台中地区整備計画区域というものを追加するものでございます。

それから別表の2でございますが、この表に示してありますように、こういったものを加えるものでございますが、この中身についてご説明を申し上げたいと思います。

この表につきましては、2ページにわたっておりますので少し見にくいと思いますが、次ページも同時にごらんをいただきながら見ていただきたいと思います。

この別表2の中のA地区、次のページにB地区ということで分けてございますが、このA地区というのはこのうちの0.3ヘクタール、それからB地区というのは1.81ヘクタールでございます。この表をごらんいただきますと、1行飛んでいただきまして、A地区のところ、10分の15ということでございますが、これは容積率を10分の15に定めるものでございます。B地区については、従来どおりの10分の20でございますので変わりはございません。

それから、行を飛んでいただきまして、壁面の位置の制限ということでこの中に書いてございますが、この壁面の制限は、隣地の境界については0.5メートル以上、それから道路境界線については1メートル以上とするというものでございます。これはA地区、B地区同様でございます。

それから、次の20メートルとしてあるものは高さの制限でございます。高さを20メートルとするものでございます。これもA、B地区とも変わりはございません。

それから生け垣とかさくの制限、最後の表のところでございますが、これについてはフェンスとかブロック等の設置の制限でございます。基礎部分については0.6メートル以下のもの、また門柱等については2.1メートルということで制限をしてあるものでございます。

附則といたしましては、この条例は平成20年の5月1日から施行するものでございます。

それから経過措置でございますが、経過措置の2は高さ制限のものでございまして、この地区の中に現在ある建物または工事中のもので、20メートルを超える建築物として市長が認めるものについては、この規定を適用しないという経過措置でございます。

それから、3番のほうの経過措置につきましては、当該建築物の敷地を分割または併合しない同一のものとして使用し、建築される当該建築物の高さを限度とする建物で、市長が土地利用上適当と認めるものについては、この規定を適用しないということでございます。

終わります。

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

会議の途中でありますが、ここで、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時58分休憩

午後1時再開

No.59 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第 23 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
山本総務部長。

No.60 ○総務部長(山本末富君)

議案第 23 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ 7,037 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 176 億 2,519 万 9,000 円とするものでございます。

例年、この3月の補正予算は年度末で精算的な減額予算となっております。したがって、入札残、執行残につきましては基本的には割愛をさせていただき、金額の大きいものをご説明させていただきます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、27 ページをお願いいたします。

27 ページの2款 総務費、事業名でいいますと1、電算管理事業、こちらのほうの説明欄、OA機器借上料 1,195 万 2,000 円の減でございますが、これは入札残並びに新規物件の使用を精査したための減でございます。

次は 31 ページをお願いいたします。

31 ページの説明欄の上から4行目、選挙公営交付金 1,206 万 3,000 円の減は、主な要因といたしましては、当初見込んだ人数よりも立候補者数が少なかったためでございます。

次は 35 ページをお願いいたします。

事業名が4の国民健康保険特別会計繰出事業、説明欄、その他国民健康保険特別会計繰出金 9,057 万 9,000 円の増、これは医療費の伸びにより国保特別会計で不足する分を一般会計から繰り出すものでございます。

一番下の介護保険特別会計繰出事業、説明欄、現年度分介護給付費繰出金 4,100 万円の減、これは介護保険特別会計の居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費などが当初の見込みよりも下回ったため、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

続きまして、37 ページをお願いいたします。

事業名で2の老人保健特別会計繰出事業、老人保健特別会計繰出金の 9,799 万 4,000 円の増は、医療給付費の伸びによる老人保健特別会計で不足する分を一般会計から繰り出すものでございます。

続きまして、39 ページをお願いいたします。

説明欄の上から2行目の保育室事業委託料 1,223 万 1,000 円の減、これは無認可保育室の入所者数が当初の見込みを下回ったための減でございます。

それから、扶助事業に入ります。

生活扶助費の2,183万9,000円の減と、下から2行目になりますけれども、医療扶助費の1,934万5,000円の減など、扶助事業の減は、景気の回復からの就業と転出などの保護率の低下によるものでございます。

続きまして、ページが飛びますが、51ページをお願いいたします。

51ページの事業名で都市計画事務事業、こちらのほうの木造住宅耐震診断委託料381万円の減と、一つ飛んで改修費補助金1,260万円の減は、関連がございまして一緒にご説明をさせていただきます。ともに実績が伸びなかったための減でございます。

一番下の公園施設維持管理事業、維持管理委託料2,000万円の減につきましては、公園緑地管理委託の入札残でございます。

ページが飛びますが、57ページをお願いいたします。

2の教育振興補助事業、私立幼稚園就園奨励費補助金1,449万6,000円の減でございますけれども、これは園児数の減少や、幼稚園から保育園への通園移動に伴う減でございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。

一番上の行になりますけれども、校舎等改修工事設計委託料1,087万円の減、これは耐震診断や補強設計委託業務等の入札残でございます。

続きまして、61ページをお願いいたします。

事業名が中学校管理事務事業、説明欄は真ん中の機器借上料の2,000万円の減は、事務用パソコン、教育用パソコンの入札残などの減でございます。

ページが飛びますが、今度は67ページをお願いいたします。

67ページの説明欄の一番上、福祉体育館等営繕工事費4,655万7,000円の減につきましては、アスベスト工事の入札残でございます。

次の給食センター活動事業の中の上から3行目の賄材料費の1,397万1,000円の減は、当初の予定よりも給食日数が減ったための減でございます。

それから下へいきますが、事業名、財政調整基金積立事業、財政調整基金積立金1億5,021万8,000円の増につきましては、歳入歳出の精算の結果、1億5,021万8,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

69ページをお願いいたします。

一番上の福祉施設建設基金積立金の2,008万6,000円の増と、下の教育施設建設及び整備基金積立金2,005万1,000円の増は、ともに条例積立によるものでございます。

それでは、歳入のご説明をいたしますので9ページをお願いいたします。

9ページの市税の中の説明欄、法人税割の4,000万円の増でございますけれども、景気の回復によりまして、市内法人の業績が当初の見込みを上回るための増で、次の固定資産税の土地・家屋・償却資産の7,800万円の増は、特に法人の非木造の工場の増築等があり、家屋が伸びているための増でございます。

一番下の軽自動車税の 1,500 万円の増につきましては、軽自動車税の乗用タイプが伸びているための増でございます。

続きまして、11 ページをお願いいたします。

地方交付税の中の普通交付税の 5,000 万円の減でございますが、当初 5,000 万円を計上いたしました、不交付団体になりましたので、これを減額するものでございます。

次はこのページの一番下になりますけれども、生活保護費負担金 3,550 万 5,000 円の減でございますけれども、歳出のところでご説明しましたように、就業等による保護率の低下に伴い国庫負担金の減額があったためでございます。

続きまして、13 ページをお願いいたします。

13 ページの、節でいきますと3の学校施設整備補助金、説明欄でいきますと公立学校施設整備費補助金の 1,299 万 7,000 円の増でございますけれども、これは補助対象面積の拡大に伴っての増でございます。

続きまして、17 ページをお願いいたします。

17 ページの選挙費委託金、これの2行目のほうの参議院議員選挙委託金の 1,094 万 1,000 円の減でございますけれども、こちらにつきましては、参議院議員選挙執行による精算に伴っての減でございます。

続きまして、19 ページをお願いいたします。

19 ページの一般寄附金、競馬場周辺整備事業寄附金 4,489 万円の増でございますけれども、こちらのほうは、対象事業の中で特に渋滞緩和に直結する事業の交付率が高かったための増でございます。

次は節5、学校給食費徴収金、学校給食費実費徴収金の 1,397 万 1,000 円の減につきましては、学校行事等により給食日数の減に伴うものでございます。

続きまして、20 ページをお願いいたします。

市債でございますけれども、一番上の学校施設改修事業、こちらのほうは 6,140 万円の減。これは、学校の耐震診断や耐震補強工事などの入札による減額に伴っての減でございます。

次の福祉体育館改修事業の 3,560 万円の減につきましても、アスベスト工事の入札に伴う減額によるものでございます。

一番下、臨時財政対策債 3,730 万円の減につきましては、普通交付税と同様、基準財政収入額の伸びに伴っての減でございます。

以上でご説明を終わります。

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 24 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

後藤市民部長。

No.62 ○市民部長(後藤 学君)

それでは、議案第 24 号 平成 19 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億 910 万 6,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 62 億 326 万 7,000 円とするものであります。

歳出のほうからご説明をいたしますので、8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

まず、2款 保険給付費の一般被保険者療養給付費1億 3,862 万 9,000 円ですが、これは景気回復により対象者が社会保険へ移動し減少するため、医療費の伸びは少ないであろうと当初見込んでおりましたが、全体の平均年齢の上昇から医療費が伸びているため、実績を見て不足すると見込まれる額を増額するものであります。

その下、退職被保険者等療養給付費 4,750 万 2,000 円ですが、これも平均年齢の上昇により実績から不足すると見込まれる額を計上するものであります。

その下、一般被保険者療養費 576 万 6,000 円及びその下の退職被保険者等療養費 382 万 900 円、ともに実績が伸びているため不足額を補正するものであります。

次に下の表、一般被保険者高額療養費 460 万 6,000 円及び次の 10、11 ページの退職被保険者等高額療養費 877 万 4,000 円も、実績が伸びているため不足すると見込まれる額を増額するものであります。

次に、歳入のほうをご説明いたしますので、4、5ページをお開きください。

まず上の表、2款 国庫支出金の療養給付費等負担金 4,965 万 8,000 円は、歳出に計上いたしました一般被保険者の療養給付費等を国が 34%負担することになっているものであります。歳出の増に伴い歳入のほうも補正をするものであります。

次に真ん中の表、3款 療養給付費交付金 6,010 万 5,000 円は、歳出に計上いたしました退職被保険者の療養給付費等に対し、支払基金から交付されてくるものであります。同じく歳出増に伴い、歳入のほうも増額をするものであります。

その下の表、4款 県支出金の財政調整交付金 876 万 4,000 円は、歳出に計上いたしました一般被保険者の療養給付費等に対し、国から税源移譲された6%分を県が負担することになっているものであります。

次に、1枚めくっていただいて、6、7ページをお開きください。

7款 繰入金 9,057 万 9,000 円は、会計上不足する額を繰り入れるものであります。

以上で議案第 24 号の説明を終わらせていただきます。

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 25 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
高橋経済建設部次長。

No.64 ○経済建設部次長(高橋芳行君)

それでは、議案第 25 号 平成 19 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算書(第2号)の説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ 119 万 9,000 円を減額し、歳入歳出総額を 14 億 2,471 万 8,000 円とするものでございます。

歳出のほうから説明させていただきますので、一番後ろの7、8ページをお願いいたします。

建設事業費の建設管理費でございますが、これは境川流域下水道の処理場の周辺整備の環境整備を行っているわけですが、その事業が減額になったため 727 万 8,000 円を減額するものでございます。

続きまして、建設費の公共下水道築造事業でございますが、管渠等築造工事費につきましては、二村台で予定をしておりました開発に伴う管渠の延長工事費が安くなったのと、それから取りつけ枡の実績に伴う減でございます。これが 2,304 万 4,000 円でございます。

それから、二村台の開発に伴いまして物件移転を予定しておりましたが、その物件移転補償費がなくて済みましたので、600 万円減をするものでございます。

続きまして、公債費でございます。

元金の長期債元金 3,512 万円につきましては、償還金の補償金免除ということで、繰上償還が新たに認められましたので、その分を繰上一括償還をするということで、3,512 万円を一括償還させていただくための不足分でございます。

続きまして、利子の長期債利子 3,000 円につきましては、一般償還をする中で、償還日が1日祝日と重なるために、1日分の利息が不足するというので、3,000 円増をさせていただきました。

それから、歳入のほうの説明をさせていただきますので1枚戻っていただきまして、繰越金ですが、これは前年度からの繰越金 1,930 万 1,000 円を繰り入れまして、これで全額計上を終わります。

それから、下水道事業債につきましては、単独事業が対象事業でなくなったものですから、その 2,300 万円減をするものでございます。

それから国庫補助金、公共下水道事業国庫補助金として 250 万円を計上させていただきましたが、これは特定都市下水路計画の基礎調査を行うために新たに補助金が対象になりましたので、500 万円の2分の1を計上させていただきました。

1枚戻っていただきまして、公共下水道の地方債でございますが、先ほど歳入で説明いたしましたように、2,300 万円を廃止するというのでございます。

以上です。

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 26 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

平野総務部次長。

No.66 ○総務部次長(平野 隆君)

議案第 26 号 平成 19 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14 万 3,000 円を追加いたしまして、予算総額をそれぞれ2億 1,294 万 3,000 円とするものでございます。

歳出のほうで6、7ページをお願いいたします。

土地開発基金費で土地開発基金繰出金 14 万 3,000 円の増につきましては、基金の利子を土地開発基金へ繰り出すものでございます。

次に、歳入のほうで4、5ページをお願いします。

市の預金利子として 14 万 3,000 円の増でございます。

以上で説明を終わります。

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 27 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

柴田市民部次長。

No.68 ○市民部次長(柴田二三夫君)

議案第 27 号 平成 19 年度豊明市墓園事業特別会計補正予算の説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,468 万 6,000 円とします。

歳出から説明申し上げますので、6、7ページをごらんください。

1款 総務費、総務管理費、一般管理費、墓園管理基金積立事業の墓園管理基金積立金8万 6,000 円の増額は、基金利子の増額によるものであります。

それで、歳入の説明を申し上げますので、4、5ページに戻ってください。

2款 財産収入、財産運用収入、利子及び配当金、墓園管理基金利子8万 6,000 円は、利息の増額であります。

以上で説明を終わります。

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 28 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
後藤市民部長。

No.70 ○市民部長(後藤 学君)

議案第 28 号 平成 19 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億 1,255 万 2,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 40 億 8,425 万 2,000 円とするものであります。

歳出のほうからご説明いたしますので、8、9ページをごらんください。

まず上の表、1款1項1目 一般管理費 26 万 6,000 円減は、健康老人報償品の入札残を減額するものであります。

それからその下、2款1項1目 医療給付費2億 1,281 万 8,000 円は、制度改正により、これまで 75 歳に向けて順次対象年齢が引き上げられてきているため、対象者が減少し、医療費も減るといふふう当初は見込んでおりましたけれども、先ほどの国保と同様に、平均年齢の上昇に伴いまして、実績を見ると伸びておりますので、不足すると見込まれる額を増額するものであります。

次に、歳入のご説明をいたしますので、4、5ページをお開きください。

まず上の表、1款1項1目 医療費交付金 9,566 万 5,000 円ですが、これは歳出に計上いたしました医療給付費の2分の1相当額が支払基金のほうから交付されるものであります。

なお、概算交付のため、全体の1%減を見込んでおります。

次に真ん中の表、2款 国庫支出金、1目 医療費負担金 5,458 万 2,000 円の減は、現年度分として医療給付費の 12 の4相当額が国から手当てされるものであります。

また、前年度精算に伴う過年度分は、5,000 万円が同じく国のほうから手当てされるものであります。

その下の表、3款 県支出金は、医療給付費の 12 分の1相当額を県が負担するもので、概算分として 1,284 万 1,000 円を見込むほか、前年度精算に伴う過年度分として 90 万円を計上するものであります。

1枚めくっていただきまして、6、7ページをごらんください。

4款 繰入金も同じく医療給付費の 12 分の1を市が負担するほか、会計上の不足額、合わせて 9,799 万 4,000 円増としたものであります。

その下、5款 繰越金 973 万 4,000 円増は、前年度繰越金をすべて予算化するものであり

ます。

以上で議案第 28 号の説明を終わらせていただきます。

No.71 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 29 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

高橋経済建設部次長。

No.72 ○経済建設部次長(高橋芳行君)

それでは、議案第 29 号 平成 19 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算書(第 1 号)の説明をさせていただきます。

1 枚めくっていただいて、1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,406 万円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ 1 億 5,234 万円とするものでございます。

歳出のほうから説明をさせていただきますので、9、10 ページをお願いいたします。

1 款の総務費、一般管理費でございますが、家庭排水人件費、これは財源振替で、国庫補助事業の対象額が減額になりまして、事務費を人件費に充当しておりました。その分、減額になった部分を国庫補助金から一般財源に振り替えたものでございます。

続きまして維持管理費、排水施設維持管理事業でございますが、光熱水費 100 万円の減は執行残で、実績から見て 100 万円減としたものです。

それから、センター管理委託料 190 万円は入札差額金でございます。

続きまして、マンホールポンプ保守点検委託料 16 万円も入札差額金です。

続きまして、廃棄物処理委託料につきましては、汚泥量の実績減のために 200 万円減をいたします。

それから、センター改修工事補助事業申請書作成業務等委託料ですが、これも国庫補助対象額が減ったために減とするものであります。

営繕工事費も、同じように補助事業が減になりまして 2,800 万円の減をするものでございます。

では続いて、歳入のほうの説明をさせていただきますので、5、6 ページをお願いいたします。

国庫補助金ですが、1,565 万 5,000 円の減でございます。これは、農業集落排水資源循環統合補助事業費補助金が 1 億 1,100 万円を予定しておりましたが、これが 8,000 万円に事業費減となったために減をするものでございます。

続きまして県補助金、これも 434 万円の減でございますが、国庫補助金と同じように事業費が減になりまして、その分が 434 万円減となったものでございます。

繰入金につきましては 222 万 2,000 円の減ですが、これも事業費減のために減額するも

のでございます。

1枚めくっていただきまして7、8ページ、繰越金ですが、これは平成18年度からの繰越金を全額入れたもので、152万円でございます。

続きまして、雑入396万3,000円の減でございますが、これは消費税の還付を予定しておりましたが、予定よりも確定額が下がったために396万3,000円減をするものでございます。

それから、市債につきましては、資源循環統合補助事業が事業費減になったために940万円減をするものでございます。

歳入に戻っていただきまして、3、4ページの4ページのほうをお願いいたします。

地方債の変更でございますが、資源循環統合補助事業が2,900万円の限度額であったものを1,960万円に減額するものでございます。これも事業費が減になったためでございます。

以上で説明を終わります。

No.73 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第30号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎経済建設部長。

No.74 ○経済建設部長(山崎 力君)

議案第30号 平成19年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算書(第2号)の説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ340万円を減額いたしまして、それぞれ総額を7,058万円にするものでございます。

歳出のほうから説明いたしますので、6、7ページをお願いいたします。

維持管理費の有料駐車場維持管理事業、市営駐車場改修工事費250万円、その下の前後駅南駐車場整備工事費90万円の減額は、それぞれ執行残でございます。

1枚戻っていただきます。

歳入、使用料につきましては181万7,000円の減でございますが、前後駅前有料駐車場のほうの改修工事をさせていただきまして、その工事期間中の影響と、その後の利用者の伸びが予想を下回ったもので、減額をさせていただくものでございます。

それから繰入金158万3,000円は、精査をいたしましてこの繰入金の減額をさせていただくものでございます。

終わります。

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 31 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
濱島健康福祉部次長。

No.76 ○健康福祉部次長(濱島義和君)

それでは、議案第 31 号 平成 19 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,229万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億3,099万8,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、13、14ページをお開きください。

主な増減についてご説明いたします。

表の一番上、2款1項1目 居宅介護サービス給付費の1億円の減につきましては、当初予算では在宅での介護サービスの増加を見込みまして、平成18年度に対し20.6%増、利用者にいたしまして月に約1,000人ほどを見込み予算計上いたしましたが、給付実績は月にいたしまして800人くらいという利用者でございますので、給付実績により減額をするものでございます。

一つ飛びましてその下、5目 施設介護サービス給付費1億円の減につきましては、先ほどの居宅介護サービス給付費と同様、施設介護サービスの増加を見込み、平成18年度に対しまして6.5%、利用者にいたしまして月に400人程度を見込みましたが、給付実績は月に約370人という実績によりまして減額するものでございます。

15、16ページをお開きください。

表の一番上、2項1目 介護予防サービス給付費でございます。この1,800万円の減につきましては、要支援1、2の人で介護予防サービスを受ける人を当初では160人ほど見込んでおりましたが、実績は月当たり85人という給付実績により減額をするものでございます。

表の一番下、4項 高額介護サービス費の2,500万円の減につきましては、こちらも利用者を当初500人ほど見込んでおりましたが、月当たり260人という実績により減額をするものでございます。

17、18ページをお開きください。

4款 地域支援事業費の1目 介護予防特定高齢者施策事業費119万9,000円の減につきましては、右側の説明欄、口腔ケア・栄養改善教室35万円の減につきましては、ケア教室の執行残でございます。

その下の筋力向上トレーニング等事業委託料につきましては、事業を開催することができませんでしたので減額をするものでございます。

下の表、2項の1目 介護予防ケアマネジメント事業費120万円の減につきましては、介

護予防サービス計画作成業務委託料といたしまして、当初ケアプラン作成を居宅介護予防事業所に70人分を委託する予定でしたが、実績といたしまして36人という実績がありますので、その部分を減額するものでございます。

19、20ページをお開きください。

一番下の表、基金積立金でございます。1目の介護給付費準備基金積立金といたしまして9,763万2,000円を増額いたしまして、積立金総額を1億1,798万5,000円とするものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、5、6ページへお戻りください。

表の一番上、1款 介護保険料、1目の第1号被保険者保険料でございます。1,535万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内訳といたしまして、現年度分特別徴収保険料2,266万2,000円の増をいたしまして、現年度分普通徴収保険料731万円を減額するものでございます。

これにつきましては、特別徴収といたしましては、当初予算時と比較いたしまして対象者が増加をいたしました。そして、対しまして普通徴収は、資格喪失、転出とか死亡等々によるもので減額をするものでございます。

その下、3款の国庫支出金でございます。介護給付費負担金として6,060万円の減でございます。介護給付費を、国庫のほうに法定負担といたしまして15から20%負担していただくものですが、給付費の減額により減額をするものでございます。

下の表の2項の国庫補助金、2目の地域支援事業交付金、介護予防事業の部分でございますが、減額37万5,000円でございます。こちらのほうも地域支援事業を国庫のほうに25%負担していただくものが、歳出におきます地域支援事業費の減額により減額するものでございます。

7ページ以降の4款 支払基金交付金、5款 県支出金、7款 繰入金も、国庫支出金と同様の趣旨で、介護給付費及び地域支援事業費の減少によりそれぞれ減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.77 ○議長(堀田勝司議員)

以上で日程7を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、請願第1号が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.78 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長をして請願文書表を朗読させます。
川村議会事務局長。

No.79 ○議会事務局長(川村敏治君)

平成 20 年豊明市議会第 1 回定例会請願文書表。

平成 20 年 2 月 28 日

受 理 番 号 1

受理年月日 平成 20 年 2 月 21 日

件 名 中高層建築物等建築計画事前協議書の承認審査再調査についての請願

請 願 者 豊明市三崎町ゆたか台 29-5

マンション建設問題

代表世話人 那須靖彦

世話人 田代祐二

世話人 森 重昭

請願の要旨 『豊明市中高層建築物等の建築に関する指導要綱』による株式会社エムジーホームより提出された中高層建築物等建築計画の承認の再調査徹底を請願する。

紹介議員 伊藤 清議員

以上です。

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

請願第 1 号の趣旨を、紹介議員の伊藤 清議員より登壇にて説明願います。

No.81 ○12番(伊藤 清議員)

議長のご指名をいただきましたので、請願第 1 号 中高層建築物等建築計画事前協議書の承認審査再調査についての請願についてご説明をいたします。

このことにつきましては、平成 18 年 9 月ゆたか台中町内にマンション建設計画が示されたことに端を発しています。市当局におかれましては、これまで指導要綱をもとに業者に対し種々指導をいただいているところであります。

今回、住民の側が最も問題視しておりますのは、請願理由の 1 にあります近隣状況報告書についてであります。

この近隣状況報告書は、指導要綱に基づき業者が市へ提出するものでありますけれども、その報告書中の「マンション計画に対する住民意見」について、そのほとんどが「特に

なし」というふうに記載をされております。これは、全く事実と異なるというのが住民の主張であります。

この報告書を正しいものとして見ますと、近隣住民は当該マンション計画を受け入れ、容認していると錯覚をしてしまいます。

もとより近隣住民は、法律で認められたマンション自体の建設に反対しているものではありません。戸建て住宅が建ち並び、桜の名所であります三崎水辺公園の景観をかんがみ、お互いが我慢すべきは我慢し、共存共栄の視点で紳士的に話し合う姿勢でありました。

マンション建設に伴う日照権の問題、プライバシーの問題、風害問題、交通安全上の問題等々、住民側より種々問いかけを業者に対してしてまいりましたけれども、これまで歩み寄りを見せることなく現在に至っております。

住民といたしましては、市当局を頼り、要綱に基づく行政指導をお願いするしか手立てがないのが現状であります。

ところが、冒頭に申し上げましたこの指導要綱に基づく業者提出の事前協議書に不実記載が判明をいたしました。

行政にあっては、事前協議書を内部の研究会において審査をし、「承認」という通知書を出しております。その事前協議書は、現在公文書として保管をされております。住民の指摘で発覚しました不実記載の文書が公文書として5年間保管され続ける状況は大きな問題でもあります。

この不実記載が単なるミスなのか、意図的なものなのか、この違いも大変大きいわけがあります。仮に、意図的に不実記載をし、研究会における市当局の判断を誤らせ、財物としての価値を持つ承認通知を得たとするならば、これは議会でもなく、行政でもなく、司法を含む別の機関にゆだねるという可能性も考えられるわけがあります。

いずれにしても、市当局に対する市民の信頼、市当局と業者との関係など、将来にあしき前例とならないよう、議会の指導力に期待するものであります。

なおこの間、私がお願いをいたしまして、多くの議員さんに当地区に足を運んでいただき、住民の声に耳を傾けていただきましたことを、この場をおかりしまして感謝を申し上げます、私の趣旨説明とさせていただきます。

No.82 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

豊明市議会会議規則第134条第1項の規定により、請願第1号を経済建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明2月29日から3月2日までの3日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.83 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、明2月29日から3月2日までの3日間を休会とすることに決しました。

3月3日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦勞さまでした。

午後1時47分散会